

賛助会員に関する規程

最終改正 令和2年7月29日

(目的)

第1条 この規程は、回胴式遊技機商業協同組合定款第61条第2項に基づき賛助会員に
関して必要な事項を定めることを目的とする。

(賛助会員の資格)

第2条 賛助会員は、遊技機設置業者を除く、遊技機関連業界関係者（メダル自動補給関
係者・遊技球メーカー関係者・計数機メーカー関係者・遊技機周辺機器メーカー関係者
・遊技機運送会社関係者・筐体製造業者・遊技機リサイクル処理業者等）であつて本組
合の趣旨に賛同し、本組合の事業を賛助する者とする。

(加入資格)

第3条 加入希望者は、次の各号に適合している者とする。

- (1) 第2条のいずれかに該当する者。
- (2) 成年被後見人及び被保佐人又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (3) 当該法人又は代表者が過去5年間に風適法に違反して、罰金の刑に処せられた
か又は公安委員会の行政処分を受けた者でないこと。
- (4) 過去に組合員で除名になった者、又は組合の賛助会員で資格を喪失した者でな
いこと。
- (5) 賛助会員となることにより、組合の公正・公平に疑いをかけられ、又は著しく
組合の信用を失墜するおそれのない者。

2 前項の規定にかかわらず、定款第8条第2項各号の一に掲げる者は、賛助会員になる
ことができない。

3 推薦人として加入希望者が所在する支部の理事1名がある者。

(加入申込の手続)

第4条 加入申込者は、次の各号の書類を組合へ提出するものとする。

- (1) 賛助会員申込書・・・別記様式第1号
- (2) 代表者の履歴書・・・「組合加入規程」の別記様式第2号を使用
- (3) 法人登記簿謄本もしくは代表者の住民票（発行より3ヶ月以内）
- (4) 誓約書・・・別記様式第2号
- (5) 前各号の他、組合が加入審査のために必要とする書類

(推薦人)

第5条 推薦人となる理事は、前条の加入申込書類を基に加入希望者と面接し、経歴、風
評等に基づき組合加入に相応しい人物であると判断したときに限り推薦するものとす
る。

2 推薦する場合には、別記様式第3号の推薦書（賛助会員）により報告するものとする。

3 推薦人は被推薦者加入後、定款、規約及び各規程等を遵守するよう指導する。

(加入審査)

第6条 組合は、加入希望者から提出された第4条に規定された加入申込書類について確

認を行い、加入申込者が所在する支部の理事に報告する。

- 2 前項の報告を受けた推薦人となる理事は、加入申込者と面接を行う。
- 3 組合は、加入申込書類及び推薦人による面接結果を理事会に報告する。
- 4 理事会は、加入申込書類及び推薦人からの面接結果報告を基に審査を行い、出席理事の3分の2以上が加入を認めた場合に加入希望者の加入を承認する。
- 5 審査の結果、加入が認められなかった者に対しては、速やかにその書類を返却するものとする。

(賛助会員の処遇)

第7条 賛助会員は、次の各号の特典又は処遇を受けることができる。

- (1) 組合に対する提言
- (2) 理事会結果の送付
- (3) 広報誌「回胴遊商」、及び「事・務・局・通・信」等の配布
- (4) 当組合事業への協賛
- (5) 催事等への出席
- (6) 広報誌への広告
- (7) その他で理事長が承認したこと

(会費等)

第8条 賛助会員の加入金及び会費は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 加入金 50万円
 - (2) 年会費 3万円(月額2,500円)
- 2 組合は、研修会・支部会の懇親会及びその他の特別行事を開催するにあたり、賛助会員から別途臨時会費を徴収することができる。

(会費等の納入)

第9条 加入を承認された者は、前条第1項の加入金等を組合が指定する期日までに納入しなければならない。ただし、年度途中に加入を承認された場合の会費は、加入承認月から年度末までの金額とする。

- 2 組合は、前項による会費等の納入を確認したときは、当該社に「賛助会員之証」を発行する。
- 3 賛助会員は、毎年度初めの4月末までにその年度分の年会費を納入しなければならない。

(誓約書の提出)

第10条 賛助会員は毎年度始めに別記様式第2号の誓約書を提出しなければならない。また、代表者変更があった場合は、その都度提出する。

(届出等)

第11条 賛助会員は、次の各号に該当する書類を提出するものとする。

- (1) 定款第18条第4項第1号に規定する法人名・代表者名(役員を含む。)及び事業所等、別記様式第4号の賛助会員変更届に示す項目に変更が生じたときは、当該様式により届け出るものとする。
- (2) 「組合員証等の取扱規程」による賛助会員証の発行を受けた場合、発行を受けた従業員が退社又は異動したときは別記様式第5号の賛助会員従業員異動届により7日以内に届け出るものとする。
- (3) その他、理事会が特に必要とする場合、上記以外の書類の提出を求めることが

できる。

- 2 賛助会員の代表者・役員及び従業員が支部会等の組合催事出席時及び組合事務局への出入り時は、前もって「組合員証等の取扱規程」による賛助会員証の発行を受け提示するものとする。

(脱 退)

第12条 賛助会員は、脱退しようとする日の30日前までに別記様式第6号の賛助会員脱退届を組合に提出しなければならない。

- 2 賛助会員が脱退するときは、既に納入されている加入金及び当該年度の会費の返納は行わない。

(資格の喪失)

第13条 賛助会員が第3条第1項各号及び第2項に定める加入資格、第9条に定める会費等の納入、第10条に定める誓約書の提出、あるいは第11条に定める届出等に違背することとなったときは、理事会において賛助会員の資格喪失の有無を決定する。

- 2 前項により賛助会員が資格を喪失した場合、別記様式第7号の賛助会員資格喪失通知書により当該社に通知するものとする。

附 則

- 1 この規約は平成15年9月12日から施行する。
- 2 この規約は、一部を改正して平成16年4月16日から施行する。
- 3 この規程は、賛助会員に関する規約の名称を賛助会員に関する規程に改め、一部を改正して平成18年2月17日から施行する。
- 4 この規程は、一部を改正して平成18年5月22日から施行する。
- 5 この規程は、一部を改正して平成18年10月3日から施行する。
- 6 この規程は、一部を改正して平成18年10月20日から施行する。
- 7 この規程は、一部を改正して平成19年3月26日から施行する。
- 8 この規程は、一部を改正して平成19年9月26日から施行する。
- 9 この規程は、一部を改正して平成19年12月12日から施行する。
- 10 この規程は、平成20年6月17日に一部を改正して、平成20年7月10日から施行する。
- 11 この規程は、平成21年2月27日に一部を改正して、平成21年5月25日から施行する。
- 12 この規程は、平成21年4月14日に一部を改正して、平成21年7月7日から施行する。
- 13 この規程は、平成22年3月15日に一部を改正して、平成22年4月1日から施行する。
- 14 この規程は、一部を改正して平成28年6月21日から施行する。
- 15 この規程は、一部を改正して平成31年4月16日から施行する。
- 16 この規程は、一部を改正して令和2年7月29日から施行する。